

申告されないと、町・県民税が高くなる可能性があります

所得税と町・県民税の申告は3月15日(火)まで!

確定申告は税務署が開設する申告会場で受け付けますが、簡易なものは、町役場でも受け付けています。

《公的年金400万円以下の方》

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要です(所得税還付を受けるためには、申告が必要です)。

ただし、外国から支給される公的年金の収入がある場合は、公的年金等の収入金額が400万円以下であっても、確定申告が必要です。

次のような場合は町・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金等以外の所得がある
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除がある

申告会場の案内

場 所	税務署が開設する申告会場 (平塚駅ビル6階ラスカホール) ※ラスカホールでの受付期間中、税務署内での受付は行いません。	町が開設する申告会場 (役場4階 第1会議室)
申告内容	○すべての確定申告(給与・年金・青色・各種譲渡・繰越損失・住宅借入金等(初年)の申告)	○町県民税申告 ○給与・年金所得や医療費控除等の簡易な確定申告 ※所得税の住宅借入金等特別控除(初年)・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方はラスカ会場で申告してください。
開設期間	3月15日(火)まで(土・日除く) ※所得税及び復興特別所得税の申告・納付期限は3月15日(火)です。	
時 間	○相談受付 午前8時30分～午後4時 (相談は9時から開始します) ○申告書提出 午前8時30分～午後5時	○申告書作成のアドバイス ○申告書の提出のみ(相談・確認不要の方) 午前9時～11時45分 午後1時～4時

問 税務課 ☎内線253・254

申請はお済みですか?

障害児福祉手当 ・特別障害者手当支給

日常生活において常時介護が必要な在宅の障がい児者に対し、一定の要件を満たした場合に支給します。

- ・障害児福祉手当(20歳未満)
14,480円(月額)
- ・特別障害者手当(20歳以上)
26,620円(月額)

※手当額は平成27年度の額であり、平成28年度については金額が変更になることがあります。

- 問
- ・障害福祉センター
☎73-4530
 - ・平塚保健福祉事務所生活福祉課
☎32-0130

- ▼対象者
町内在住(施設入所者は除く)で次のいずれかに該当し、自動車税の減免や介護タクシー利用助成制度を受けていない方
- 身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢・体幹・視覚・内部障がい)をお持ちの方
- 療育手帳(A1・A2)をお持ちの方、または知能指数35以下と判断された方
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 特定疾患医療証をお持ちの方
- ※じん臓機能障がい1級(人工透析対象者)の方には最大72枚、それ以外の方には最大48枚発行します。



問 障害福祉センター
☎(73) 4530

- ▼手続きに必要なもの
○身体障害者手帳
○療育手帳
○精神障害者保健福祉手帳
○特定疾患医療証
- 印鑑(印鑑をお忘れの場合は発行できません)
- ▼利用開始 4月1日(金)から
- ▼申請受付 3月28日(月)から
- ▼申請場所 障害福祉センター

平成28年度の在宅障害者タクシー利用助成券の申請を受付ます。利用を希望される方は障害福祉センターで申請してください。

障害者タクシー利用助成券申請の受付